

平成28年度 文教委員会資料①

【議案第113号】

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

【議案第114号】

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

【議案第115号】

川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市とどろきアリーナ条例、川崎市スポーツセンター条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成28年8月31日)

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○川崎市とどろきアリーナ条例 平成7年3月20日条例第16号							○川崎市とどろきアリーナ条例 平成7年3月20日条例第16号								
別表（第10条関係） 1 施設専用利用料							別表（第10条関係） 1 施設専用利用料								
種別			金額					種別			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日				午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分				9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分
メインアリーナ	アマチュアスポーツ利用する場合	入場料を徴収する場合	19,800円	19,800円	19,800円	19,800円	69,300円	メインアリーナ	アマチュアスポーツ利用する場合	入場料を徴収する場合	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	63,000円
		入場料を徴収する場合	79,200円	79,200円	79,200円	79,200円	277,200円			メインアリーナ	アマチュアスポーツ利用する場合	入場料を徴収する場合	72,000円	72,000円	72,000円
	その他の興行に利用する場合	396,000円	396,000円	396,000円	396,000円	1,386,000円	メインアリーナ	その他の興行に利用する場合	入場料を徴収する場合			360,000円	360,000円	360,000円	360,000円
見本	198,000円	198,000円	198,000円	198,000円	693,000円	見本			180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	630,000円

改正後							改正前						
合	市、商 品展 示会 その他 これら に類 すこ に利 用す 場合												
		集会、 式典 その他 に利 用す 場合	<u>99,000円</u>	<u>99,000円</u>	<u>99,000円</u>	<u>99,000円</u>	<u>346,500円</u>	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	315,000円	
ナ	入場料を徴 収する 場合	全面	<u>13,200円</u>	<u>13,200円</u>	<u>13,200円</u>	<u>13,200円</u>	<u>46,200円</u>	全面	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>42,000円</u>
		半面	<u>6,600円</u>	<u>6,600円</u>	<u>6,600円</u>	<u>6,600円</u>	<u>23,100円</u>	半面	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>21,000円</u>
ナ	入場料を徴 収する 場合		<u>39,600円</u>	<u>39,600円</u>	<u>39,600円</u>	<u>39,600円</u>	<u>138,600円</u>	入場料を徴 収する 場合	<u>36,000円</u>	<u>36,000円</u>	<u>36,000円</u>	<u>36,000円</u>	<u>126,000円</u>

改正後						改正前					
体育室 1	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	11,550円	体育室 1	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	10,500円
体育室 2	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	11,550円	体育室 2	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	10,500円
研修室 1	3,960円	3,960円	3,960円	3,960円	13,860円	研修室 1	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	12,600円
研修室 2	3,960円	3,960円	3,960円	3,960円	13,860円	研修室 2	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	12,600円
楽屋 1	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円	楽屋 1	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
楽屋 2	990円	990円	990円	990円	3,460円	楽屋 2	900円	900円	900円	900円	3,150円
楽屋 3	990円	990円	990円	990円	3,460円	楽屋 3	900円	900円	900円	900円	3,150円
選手控室 1	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円	選手控室 1	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
選手控室 2	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円	選手控室 2	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
選手控室 3	990円	990円	990円	990円	3,460円	選手控室 3	900円	900円	900円	900円	3,150円
選手控室 4	990円	990円	990円	990円	3,460円	選手控室 4	900円	900円	900円	900円	3,150円
役員室 1	660円	660円	660円	660円	2,310円	役員室 1	600円	600円	600円	600円	2,100円
役員室 2	660円	660円	660円	660円	2,310円	役員室 2	600円	600円	600円	600円	2,100円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 利用日の前日又は翌日に準備又は片付けのためにメインアリーナを利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。
- 3 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 4 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用日の前日又は翌日に準備又は片付けのためにメインアリーナを利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。
- 3 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 4 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の

改正後	改正前																																																
<p>許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項及び第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	<p>許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項及び第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>																																																
<p>2 設備専用利用料</p>	<p>2 設備専用利用料</p>																																																
<p>(1) メインアリーナの設備専用利用料</p>	<p>(1) メインアリーナの設備専用利用料</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台設備（移動ステージに限る。）</td> <td>1式 1日</td> <td><u>55,000円</u></td> </tr> <tr> <td>舞台設備（移動ステージを除く。）</td> <td>1台、1本その他1単位 1日</td> <td><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式、1卓、1本その他1単位 1回</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>スポーツ設備</td> <td>1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回</td> <td><u>44,000円</u></td> </tr> <tr> <td>大型映像装置</td> <td>1式 1回</td> <td><u>33,000円</u></td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>55,000円</u>	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,200円</u>	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,500円</u>	照明設備	1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回	<u>5,500円</u>	スポーツ設備	1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回	<u>44,000円</u>	大型映像装置	1式 1回	<u>33,000円</u>	その他設備	1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回	<u>5,500円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台設備（移動ステージに限る。）</td> <td>1式 1日</td> <td><u>50,000円</u></td> </tr> <tr> <td>舞台設備（移動ステージを除く。）</td> <td>1台、1本その他1単位 1日</td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式、1卓、1本その他1単位 1回</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>スポーツ設備</td> <td>1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回</td> <td><u>40,000円</u></td> </tr> <tr> <td>大型映像装置</td> <td>1式 1回</td> <td><u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>50,000円</u>	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,000円</u>	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,000円</u>	照明設備	1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回	<u>5,000円</u>	スポーツ設備	1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回	<u>40,000円</u>	大型映像装置	1式 1回	<u>30,000円</u>	その他設備	1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回	<u>5,000円</u>
種別	単位	金額																																															
舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>55,000円</u>																																															
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,200円</u>																																															
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,500円</u>																																															
照明設備	1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回	<u>5,500円</u>																																															
スポーツ設備	1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回	<u>44,000円</u>																																															
大型映像装置	1式 1回	<u>33,000円</u>																																															
その他設備	1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回	<u>5,500円</u>																																															
種別	単位	金額																																															
舞台設備（移動ステージに限る。）	1式 1日	<u>50,000円</u>																																															
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	<u>2,000円</u>																																															
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	<u>5,000円</u>																																															
照明設備	1式、1卓、1台、1キロワット その他1単位 1回	<u>5,000円</u>																																															
スポーツ設備	1組、1枚、1面その他1単位 1日又は1回	<u>40,000円</u>																																															
大型映像装置	1式 1回	<u>30,000円</u>																																															
その他設備	1枚、1脚、1平方メートルその他1単位 1日又は1回	<u>5,000円</u>																																															
<p>備考</p>	<p>備考</p>																																																
<p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p>	<p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p>																																																
<p>2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。</p>	<p>2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。</p>																																																
<p>(2) その他の設備専用利用料</p>	<p>(2) その他の設備専用利用料</p>																																																

改正後				改正前							
種別	単位		金額	種別	単位		金額				
放送設備	1式、1本その他1単位 1回		1,650円	放送設備	1式、1本その他1単位 1回		1,500円				
スポーツ設備	1組、1枚その他1単位 1回		1,100円	スポーツ設備	1組、1枚その他1単位 1回		1,000円				
その他設備	1枚、1脚、1式、1台その他1単位 1日又は1回		2,200円	その他設備	1枚、1脚、1式、1台その他1単位 1日又は1回		2,000円				
備考				備考							
1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。				1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。							
2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。				2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。							
3 冷暖房設備及び照明設備専用利用料				3 冷暖房設備及び照明設備専用利用料							
種別		単位	金額	種別		単位	金額				
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間	28,600円	冷暖房設備	メインアリーナ	1時間	26,000円				
	サブアリーナ	1時間	9,900円		照明設備	サブアリーナ	1時間	9,000円			
照明設備	メインアリーナ	全灯	4,400円	照明設備		メインアリーナ	全灯	4,000円			
		2分の1灯	2,200円				照明設備	メインアリーナ	2分の1灯	2,000円	
		4分の1灯	1,100円		照明設備				メインアリーナ	4分の1灯	1,000円
4 個人利用料				4 個人利用料							
種別		金額				種別		金額			
		午前 9時～12時	午後1 0時10分～ 3時10分	午後2 3時20分～ 6時20分	夜間 6時30分～ 9時30分			午前 9時～12時	午後1 0時10分～ 3時10分	午後2 3時20分～ 6時20分	夜間 6時30分～ 9時30分
サブアリーナ	6歳以上18歳未満の者(小学校(義務教育学	160円	160円	160円	160円	サブアリーナ	6歳以上18歳未満の者(小学校(義務教育学	150円	150円	150円	150円

改正後						改正前					
体育 室 研 修 室	校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。) 入学前の者を除き、18歳以上の高校生(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)を含む。)					体育 室 研 修 室	校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。) 入学前の者を除き、18歳以上の高校生(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学する者をいう。以下同じ。)を含む。)				
		18歳以上の者(高校生を除く。)	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>			<u>330円</u>	18歳以上の者(高校生を除く。)	<u>300円</u>	<u>300円</u>
種別		基本料金		超過料金		種別		基本料金		超過料金	
ト レ ー ニ ン グ 室	12歳以上18歳未満の者(小学校に在学する者をいう。以下同じ。)を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで	<u>160円</u>	超過時間30分までごとに	<u>26円</u>	ト レ ー ニ ン グ 室	12歳以上18歳未満の者(小学校に在学する者をいう。以下同じ。)を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで	<u>150円</u>	超過時間30分までごとに	<u>25円</u>

改正後				改正前			
	18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 330円		18歳以上の者 (高校生を除く。)	1人1回3時間まで	超過時間30分までごとに 300円
	種別		金額		種別		金額
体 測 室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)		1回につき 220円	体 測 室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)		1回につき 200円
	18歳以上の者 (高校生を除く。)		1回につき 440円		18歳以上の者 (高校生を除く。)		1回につき 400円
ス ポ ー ツ サ ウ ナ	15歳以上の者		1回につき 660円	ス ポ ー ツ サ ウ ナ		利用時間 午前9時～午後9時30分	1回につき 600円

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前										
○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号							○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号										
別表（第12条関係） 1 施設専用利用料							別表（第12条関係） 1 施設専用利用料										
種別			金額					種別			金額						
			午前	午後1	午後2	夜間	全日				午前	午後1	午後2	夜間	全日		
			9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分				9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分		
大 体 育 室	入 場 料 を 収 め ない 場 合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	6,930円	8,250円	9,240円	10,560円	31,240円	大 体 育 室	入 場 料 を 収 め ない 場 合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	6,300円	7,500円	8,400円	9,600円	28,400円
		半面利用	幸高津宮前多摩	3,460円	4,120円	4,620円	5,280円	15,620円			半面利用	幸高津宮前多摩	3,150円	3,750円	4,200円	4,800円	14,200円

改正後							改正前							
		麻生												
	入場料徴収場を徴す合	幸高津宮前多摩麻生	<u>20,790円</u>	<u>24,860円</u>	<u>27,830円</u>	<u>31,680円</u>	<u>93,940円</u>							
	小体育室	幸高津	<u>3,850円</u>	<u>4,510円</u>	<u>5,060円</u>	<u>5,720円</u>	<u>17,160円</u>							
		宮前麻生	<u>2,750円</u>	<u>3,190円</u>	<u>3,630円</u>	<u>4,180円</u>	<u>12,430円</u>							
		多摩	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>							
	第1 武道室	高津多摩麻生	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>							
	第2 武道室	高	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>							
		麻生												
	入場料徴収場を徴す合	幸高津宮前多摩麻生	<u>18,900円</u>	<u>22,600円</u>	<u>25,300円</u>	<u>28,800円</u>	<u>85,400円</u>							
	小体育室	幸高津	<u>3,500円</u>	<u>4,100円</u>	<u>4,600円</u>	<u>5,200円</u>	<u>15,600円</u>							
		宮前麻生	<u>2,500円</u>	<u>2,900円</u>	<u>3,300円</u>	<u>3,800円</u>	<u>11,300円</u>							
		多摩	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,500円</u>	<u>4,400円</u>							
	第1 武道室	高津多摩麻生	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,500円</u>	<u>4,400円</u>							
	第2 武道室	高	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,500円</u>	<u>4,400円</u>							

改正後							改正前							
	津多摩麻生							津多摩麻生						
研修室	高津多摩麻生	<u>1,760円</u>	<u>1,760円</u>	<u>1,870円</u>	<u>2,310円</u>	<u>6,930円</u>		研修室	高津多摩麻生	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,100円</u>	<u>6,300円</u>
第1研修室	幸	<u>1,210円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,760円</u>	<u>5,390円</u>		第1研修室	幸	<u>1,100円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	<u>4,900円</u>
	宮前	<u>1,760円</u>	<u>1,760円</u>	<u>1,870円</u>	<u>2,310円</u>	<u>6,930円</u>			宮前	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,100円</u>	<u>6,300円</u>
第2研修室	幸	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,540円</u>	<u>4,180円</u>		第2研修室	幸	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>3,800円</u>
	宮前	<u>1,760円</u>	<u>1,760円</u>	<u>1,870円</u>	<u>2,310円</u>	<u>6,930円</u>			宮前	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,100円</u>	<u>6,300円</u>
第3研修室	幸	<u>1,210円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,760円</u>	<u>5,390円</u>		第3研修室	幸	<u>1,100円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	<u>4,900円</u>
種別		単位				金額		種別		単位				金額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				<u>3,300円</u>		温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				<u>3,000円</u>
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				<u>990円</u>		アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				<u>900円</u>
野球場	多摩	1回2時間まで				<u>2,750円</u>		野球場	多摩	1回2時間まで				<u>2,500円</u>
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				<u>820円</u>		テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				<u>750円</u>

改正後				改正前			
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで	880円	テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで	800円
備考				備考			
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>				<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>			
2 設備専用利用料				2 設備専用利用料			
種別	単位		金額	種別	単位		金額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面	1単位	1,100円	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面	1単位	1,000円
その他設備	1組、1キロワット	1単位	1,650円	その他設備	1組、1キロワット	1単位	1,500円
備考				備考			

改正後

改正前

- 1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。
- 2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。
- 3 個人利用料

- 1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。
- 2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。
- 3 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110円	110円	110円	110円
	20歳以上の者（学生を除く。）	220円	220円	220円	220円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回3時間まで 110円		超過時間30分までごとに 18円	
	20歳以上の学生				
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 220円		超過時間30分までごとに 36円	

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	100円	100円	100円	100円
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	200円	200円	200円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回3時間まで 100円		超過時間30分までごとに 15円	
	20歳以上の学生				
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 200円		超過時間30分までごとに 30円	

改正後				改正前			
温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに	温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに
	15歳以上の中学生		<u>220円</u>		<u>55円</u>		15歳以上の中学生
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに		15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで	超過時間30分までごとに
			<u>550円</u>				<u>137円</u>
							<u>500円</u>
							<u>125円</u>

川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号						○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号					
別表（第12条関係）						別表（第12条関係）					
1 専用利用料						1 専用利用料					
区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日	区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分		9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分
柔道場	1,760円	2,090円	2,420円	2,750円	8,250円	柔道場	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
剣道場	1,760円	2,090円	2,420円	2,750円	8,250円	剣道場	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
備考						備考					
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。					
2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					
3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定によ						3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定によ					

改正後			改正前		
り算出して得た額) の30分当たりの額 (10円未満の端数は、切り捨てる。) とする。			り算出して得た額) の30分当たりの額 (10円未満の端数は、切り捨てる。) とする。		
2 個人利用料			2 個人利用料		
利用場所	利用者	金額	利用場所	利用者	金額
柔道場	6歳以上20歳未満の者	<u>110</u> 円	柔道場	6歳以上20歳未満の者	<u>100</u> 円
	20歳以上の学生			20歳以上の学生	
	20歳以上の者 (学生を除く。)	<u>220</u> 円		20歳以上の者 (学生を除く。)	<u>200</u> 円
剣道場	6歳以上20歳未満の者	<u>110</u> 円	剣道場	6歳以上20歳未満の者	<u>100</u> 円
	20歳以上の学生			20歳以上の学生	
	20歳以上の者 (学生を除く。)	<u>220</u> 円		20歳以上の者 (学生を除く。)	<u>200</u> 円